

平成 21 年 5 月 14 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号： 18520545
 研究課題名（和文） 史料としてのシュメール語王讃歌の活用
 研究課題名（英文） Applications of Sumerian royal hymns as historical source materials

研究代表者
 前田 徹（MAEDA, Toru）
 早稲田大学・文学学術院・教授
 研究者番号：80116665

研究成果の概要：

メソポタミアの前3千年紀末に成立した王讃歌の正確な成立時期と作成目的について、研究者の間で一致した見解がなかった。前者について、ウル第三王朝の創始者ウルナムム治世に成立したことを論証した。後者については、従来の神殿祭儀と宮廷祭儀の二分法は有効でなく、王の自己表現という分析視点を据えることで、王権の正統な授与者であること、神々のために王権を誠実に行使することを唱うために作成されたと結論される。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,400,000	0	1,400,000
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
総計	3,400,000	600,000	4,000,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：西洋史、アッシリア学、シュメール史、王讃歌、個人神、英雄叙事詩

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、前3千年紀メソポタミアの歴史を理解するために、王権の発展に着目し、発展段階に基づいた都市国家分立期・領域国家期・統一国家期の区分を用いて、それぞれの時代の特色を明らかにする研究を課題の一つとしている。なかでも、王権理念の一つの達成期であるウル第三王朝時代の王権を理解するためには、行政経済文書と王碑文に続く第三の資料であるシュメール語王讃歌の利用が不可欠である。

しかしながら、他の行政経済文書や王碑文

が同時代史料であるのに対して、王讃歌は、文学的な作品であり、しかも後世の写本で残るのみであり、同時代史料とは異なる操作が必要になり、テキスト校訂が欠かせない。それ故、レーマー、クラインのように文献学的・文学的な立場での研究が主流であり、ファルケンシュタインが「シュメール語宗教テキスト」としてシュルギの王讃歌を取り上げるように、宗教的側面を強調した研究姿勢も多く見られる。こうした研究は歴史の視点が欠ける。歴史研究を意図した場合も、フレインのようにそこに書かれた神殿建立などの

王の治績を単純に抜き書きし、年名や王碑文に記録された王の治績と照合する方法しか採られていない。この方法は王碑文や王讃歌の記述が「知り得た事実を単純に書き記した」(コリングウッド)だけという前提がある。本研究代表者は、すでに、その前提は誤りであり、神殿建立や外征の成功という王の治績を記す王碑文でさえ、事実を単純に書き取ったのではなく、碑文を書く目的やその内容によって、碑文独自の書く作法、高度ではないにしても修辞法が意識されたことを指摘した。王讃歌を史料として利用するときは、この書く作法・修辞法を考慮しなければならない。逆に言えば、従来の研究では、歴史からの視点、つまり、史料からどのような歴史が見通せるかの問題を真摯に受けとめた研究が少ないということになる。

したがって、メソポタミア前3千年紀の歴史資料として活用する場合の問題点を洗い直し、王讃歌を適切に利用するための条件を明らかにする必要がある。

2. 研究の目的

宗教・文学に重きを置くアッシリア学の現状を批判するにしても、単純に、宗教や文学作品でなく行政経済文書を扱うことが歴史研究であると矮小化できないのであり、王讃歌を歴史資料から排除することは暴論であり、積極的な活用が求められる。

王讃歌を積極的に歴史資料として活用するためには、まず、文学や宗教のなかで捉えるという従来の視点を転換し、都市国家分立期から統一国家期への王権の展開を見据えつつ、統一国家期の王が自己をどのように表現したかという視点から王讃歌を捉え直すことが必要になる。

第二に、王讃歌の考察に際しては、書く作法・修辞法を考慮しなければならない。神殿建立や外征の成功という王の治績を記す王碑文でさえ、事実を単純に切り取ったのではなく、碑文を書く目的やその内容によって、碑文独自の書く作法、高度ではないにしても修辞法が意識されているのであるから、王讃歌研究にも、当然、書く作法・修辞法を、文学一般の形式でなく、王にとって王碑文や王讃歌を書く目的とは何であったのか、王の自己表現にとって王讃歌と王碑文がどのように相互補完的に機能していたかを明らかにする必要がある。

視座を王と王権に置くことによってはじめ、統一国家期の王権にとっての意味や機能を通時的・共時的に探究することが可能に

なるのであり、王讃歌を史料として利用するために、こうした立場を確認する基礎作業を行うことと、そのために、王讃歌成立時期の確定と、何を意図して王讃歌というジャンルが生み出されたかを明らかにすること、この2面が本課題の目的である。

3. 研究の方法

本研究課題では、ウル第三王朝時代の王讃歌を、王碑文と対比させながら、

(1) シュメール語王碑文や王讃歌は、「知られた事実」のみを記すという単純な内容でないこと、

(2) 王讃歌と王碑文は、年名とともに、王の自己表現として捉えられること、

(3) 分析に当たっては、都市国家分立期・領域国家期・統一国家期に区分されるそれぞれの時代の特徴を考慮すること、この3つを前提にして検討した。

王が自己表現する2つの手段である王讃歌と王碑文を比較しつつ、それらに表れる王の称号や、王冠・王杖・玉座、個人神、英雄といった項目に焦点を当て、表現の相違や、そのように表現するところの意図を検討する方法を採用した。

4. 研究成果

(1) 王の自己表現である王碑文と王讃歌
王碑文は現実には王が成した功業を記すのに対して、王讃歌は、現実の束縛を離れ、神々や英雄が活躍する神話的世界を背景に表現される。

したがって、王碑文は、王権理念の進展に符合して生み出された王号を的確に表示するのに対して、王讃歌は、より自由に王の偉大さを示す形容辞として使われている。言い換えれば、王讃歌では、王号は歴史的背景や理念が捨象され、王を称える表現のストックとして、支配領域を示す一般的な表現のために利用された。

(2) 王讃歌の成立時期と作成意図

王讃歌は、ラガシュのグデア治世でなく、ウル第三王朝初代ウルナム治世が開始時期であることが確認される。

王讃歌は、メソポタミア統合の理念を表現するためでも、神格化した王を讃えるためでもなく、ウルナム法典などの前文に記される王権授与の構図にしたがって、神々が地上の支配権を或る神とその神が都市神である都市に下し、そのあとに人間である王を選ぶ

という構図に則り、王権を授与されたことを感謝し、大いなる神々と王都となったウルを讃える意図を持って新規に作り出したジャンルである。

ウルナムム法典前文

「(アン神とエンリル神がナンナ神のためにウルに王権を与えた。)そのとき、ニンスン神が生子にして彼が愛する家僕ウルナムムのために、彼/彼女の正義と彼/彼女の定めとして[以下欠落]

リピトイシュタル法典前文

「(アン神とエンリル神がニンイシンナ神のためにシュメールとアッカドの王権をイシン市に与えた。)そのとき、良き牧夫、ヌナムニル(=エンリル)神に名を選ばれしリピトイシュタルを、国土に正義を確立せんがため、悲嘆を口から除かんがため、悪業と暴虐をその家に戻さんがため、シュメールとアッカドを安寧にせんがために、アン神とエンリル神はリピトイシュタルを国土の王侯として選んだ」

ウルナムム王讃歌の内容を観るならば、おおむね、ウルナムムへの王権授与と、授与するエンリル神を讃えること、さらにウルの町、もしくは都市神ナンナを讃えている。これらは、神々の王エンリル神が、王権にふさわしいナンナ神と都市ウルを選んで、その後王としてウルナムム選ぶという構図に対応する。このことから、ウルナムムが、法典前文に示された王権の正当な授与の構図に依拠して王讃歌を作ったことは確かである。

(3) 王讃歌における個人神の役割

第2代シュルギは、ウルナムムの意図に加えて、自らが王権を担うに相応しい資質を有する偉大な王であることを主題にし、王としての責務、安寧と豊饒という内政と、夷狄を打つ外征を行いうる資質に加えて、学芸・文芸・運動能力という個人的な資質の高さを誇示する。

王を讃える技法として個人神ニンスン女神の活用がある。シュルギの守護神としては、ニンスンの父である神々の王アンへの取りなしを求める。それとは別に、ニンスン神の夫英雄ルガルバンダやその子ギルガメシュを讃歌に登場させる要ともなっている。これは、ウル第三王朝以前にはない個人神活用の方法であり、特異な選択である。

(4) 英雄叙事詩の編纂と英雄時代の設定

シュルギ王讃歌は、英雄時代のギルガメシュと現在の王シュルギを明確に対比させることで、英雄としての王のイメージを鮮明に

表現する。

それに合致して、アッカド王朝時代以前を「キシュとウルクの対立時代」=英雄時代と置くことも、また、ギルガメシュなどの英雄を主題にした英雄叙事詩がまとめられるのもこの時期である。

初期王朝時代に英雄時代を設定したことについては、シュルギ治世に成立したウル第三王朝版『シュメールの王名表』が証拠になる。古バビロニア時代の標準版では、大洪水後の最初の王朝はキシュにあり、次いでウルク第一王朝、ウル第一王朝、アワン、キシュ第二王朝、等々、キシュ、ウルク、ウルの三都市を基軸に王権の所在都市の交代を記す。天から下された王権を多くの都市が順次担う構図で描かれる。

それに対して、新しく公刊されたウル第三王朝版『シュメールの王名表』は、キシュとウルクのみが王権を担う都市として描かれる。アッカド王朝時代以前、現在の区分では初期王朝時代に当たる時期を、キシュとウルクの時代=英雄時代として描くのである。

ギルガメシュなどを主人公にしたシュメール語英雄叙事詩がこの時期に編纂されたことについては、『ギルガメシュとアッガ』に描かれる軍隊組織が、ウル第三王朝時代のそれに適合するにしても、ギルガメシュが活躍したとされる初期王朝時代にはあてはまらないことから、作品の編纂がウル第三王朝時代である根拠になる。

つまり、シュルギは、人間を越える英雄としての側面をギルガメシュとの対比を使って強調するのであり、現在の間人世界における王シュルギを、いわば鏡のように英雄時代の王ギルガメシュに映しだし、対位法的な表現を王讃歌に取り込むのである。このことから、シュルギとギルガメシュの対比を明確にするための舞台装置として、英雄時代が設定されたと考えることができる。つまり、シュメールにおいて、現代の世界とは異なる英雄時代を想定することは、ウル第三王朝の第2代シュルギが、自己をどのように表現するかを希求する過程で生み出したのである。

(5) 王を神格化することの限界性

ウル第三王朝時代、支配下諸都市が神格化された王を守護神として祭ってはいるが、王自身は、王讃歌では神たることを前面に押し出すことはない。君臨する王の威厳と超越性を、神ではなく、ギルガメシュのような英雄として描く。王讃歌で王を牧夫と形容することが多いのも、神たる王でなく、神に奉仕する王を強調するからであり、ここに、メソポ

タミアにおける王の神格化の限界がある。神ではなく、英雄との対比を試みることに、メソポタミアにおける王の神格化の限界がある。

(6) シュメール語王讃歌全体の研究へ
明らかになったウル第三王朝時代の王讃歌の特質を一つの基準とすることで、従来、文学表現や主題など文学的分析に終始していた研究を、新しい段階に進めることが可能になる。つまり、次のイシン王朝時代の王讃歌を含めて、シュメール語王讃歌全体の比較検討が可能になったと言えるのである。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7件)

- 1) 前田徹「シュメールにおける地域国家の成立」『早稲田大学文学研究科紀要』第54輯第4分冊(2009.2)39-54(査読無)
- 2) 前田徹「シュシンの登位事情」『西洋史論叢』第30号(2008.12)1-12(査読無)
- 3) 前田徹「古代メソポタミア史研究の課題」『歴史と地理』2008/8(no.616)34-37(査読無)
- 4) 前田徹「ウンマの支配者ウルギギルとクリ」『オリエント』第50巻第2号(2008.3)286-289(査読無)
- 5) 前田徹「ウル第三王朝時代ウンマにおけるシャラ神殿造営」『早稲田大学文学研究科紀要』第53輯第4分冊(2008.2)33-44(査読無)
- 6) 前田徹「キシユとウルクの対立」『史朋』39号 菊池俊彦先生退休記念号(2007.3)1-13(査読無)
- 7) 前田徹「メソポタミアにおける統一王朝と周辺異民族の侵入：蛮族侵入史観再論」『西洋史論叢』第28号(2006.12)1-13(査読無)

[学会発表](計 7件)

- 1) 前田徹「ウル第三王朝時代の王碑文と王讃歌」第51回シュメール研究会、2008年5月25日 京大会館

- 2) 前田徹「シュメール世界の都市と周辺の民」2008年度日本西アジア考古学会・第2回研究会「定住世界とその周辺：遊牧民・移牧民vs都市・農村」2008年5月18日 サンシャインシティ文化会館
- 3) 前田徹「Martu 族長制度の確立」特定領域研究共同研究会：シリア・メソポタミア世界の文化接触・民族、文化、言語・2008年1月26日 京大会館
- 4) 前田徹「ウル第三王朝の滅亡」総合地球環境学研究所研究会 2007年11月17日 総合地球環境学研究所・京都
- 5) 前田徹「初期王朝時代ラガシュの王碑文に現れる計量単位gur₇」第50回シュメール研究会 2007年5月29日 早稲田大学
- 6) 前田徹「蛮族侵入史観再考：蛮族侵入史観の成立時期」特定領域研究(計画研究)「シュメール文字文明」の成立と展開」研究会 2007年1月14日、京大会館
- 7) 前田徹「王妃アビシムティとイナンナ神」日本オリエント学会第49回大会 2007年9月30日 関西大学

6. 研究組織
(1)研究代表者

前田 徹 (MAEDA TORU)
早稲田大学・文学学術院・教授
研究者番号 80116665

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし